

広島県告示第九百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり福祉用具貸与に係る指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成十九年十月九日

広島県知事 藤田 雄 山

名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	廃止年月日
日興開発株式会社	東広島市西条町大字寺家三八四七―二	ニコニコふれあいケアショップ	東広島市西条町大字寺家三八四七―二	平成一九年三月二六日
フランスベッドメデイカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目二五番一号	フランスベッドメデイカルサービス株式会社福山営業所	福山市南蔵王二丁目一四―一	平成一九年五月一日
フランスベッドメデイカルサービス株式会社	東京都新宿区百人町一丁目二五番一号	フランスベッドメデイカルサービス株式会社東広島営業所	東広島市志和町字別府七一〇―一	平成一九年五月一日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目一〇番一号	株式会社コムスン福山福祉用具センター	福山市西深津町二丁目一番一〇号	平成一九年六月三〇日
株式会社前田組	福山市金江町藁江六五番地	介護住宅リフォームセンターライプリー	福山市松永町四丁目八―四中央ビル一階	平成一九年七月三十一日